

第 1 6 回
旭市都市計画審議会
議事録

日 時：令和 3 年 5 月 2 8 日（金）

場 所：旭市役所 3 階政策決定室

第16回 旭市都市計画審議会

会議年月日	令和3年5月28日（金）
場 所	旭市役所3階政策決定室
出席委員	学識経験者 島田 和幸
	〃 小関友紀子
	〃 栗栖 新
	〃 野口 欣一
	旭市議会議員 木内 欽市
	〃 向後 悦世
	関係行政機関 宮下 直也
	〃 三嶋 啓治
	公募委員 加瀬 拓治
市 長	明 智 忠 直
事 務 局	都市整備課 課 長 栗田 茂
	〃 副課長 戸葉 正和
	〃 副主幹 松本 達明
	〃 副主幹 本網 正和
	〃 主 査 吉田 陽平
	〃 副主査 片岡 俊一
	建 設 課 課 長 浪川 正彦
	〃 副課長 八馬 裕樹
	〃 副主幹 塚本 剛
傍 聴 人	なし

旭市都市計画審議会 議事日程

日 時 令和3年5月28日（金）

午前10時00分

場 所 旭市役所3階政策決定室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 議 題

- (1) 議案第1号 旭都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の変更について（諮問）
- (2) 議案第2号 八日市場都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の変更について（諮問）
- (3) 議案第3号 旭都市計画道路（旭市決定）の変更について（付議）

5 閉 会

1. 開 会

○司 会

それでは皆様、定刻となりましたので、これより第 16 回旭市都市計画審議会を開会いたします。
本日、進行を務めさせていただきます都市整備課戸葉と申します。よろしくお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○司 会

はじめに、島田会長よりごあいさつをいただきたいと思います。
島田会長、よろしくお願いいたします。

○会 長

おはようございます。

本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。新型コロナウイルスの感染症対策による経済の低迷など、暗いニュースばかりでございますが、市民にとっては非常にうれしい出来事がありました。それは新庁舎の完成です。57 年ぶりの建て替えでございます。去る 4 月 17 日には竣工式が行われております。完成までには市長様はじめ、関係者の皆様には大変なるご苦労があったことと思います。今後、未来の旭の拠点施設として、また防災拠点施設として市民に親しまれるシンボリックな施設になると思っております。

さて、本日は議案が 3 件でございます。旭都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の変更等の議案でございます。銚子連絡道路につきましては日を増すごとに着実に工事が進められております。地域の発展のためにも早期の完成を望むところでございます。重要な案件でございますので委員の皆様の慎重なるご審議をお願い申し上げましてご挨拶といたします。

3. 市長あいさつ

○司 会

ありがとうございました。つづきまして、明智市長よりごあいさつを申し上げます。

○市 長

みなさんおはようございます。

新庁舎になって初めての都市計画審議会だと思います。政策決定室にお集まりをいただきまして、本日に新しい庁舎の中での会議ということで、皆様方には今後ともひとつよろしくお願いいたします。

まだまだコロナ感染が拡大といひましようか、収まらない中で、日常生活、本当にこう、気苦労の中で毎日生活をしていると思います。これ以上旭も増えないような努力はしているものの、なかなか効果が上がらないということで、ポツポツと感染症の発症が出ているところでございます。市民みんなでコロナとの戦争、競争に勝たなければと改めてそんなふうに思っているところでございますのでよくご協力、ご支援をいただきたいと思います。

本日、皆様にお諮りする議案であります。今会長からもお話がありまして、銚子連絡道路そしてまた連絡道路に接続する都市計画道路谷丁場遊正線に関するものであります。銚子連絡道路は千葉県が決定する計画であります。今回は旭都市計画と、旭市の一部地域を計画に含めている八日市場都市計画の 2 つの計画について、意見を求められております。

また、都市計画道路谷丁場遊正線は、銚子連絡道路へ接続するために、現在整備されている路線を南に延伸するものであります。

銚子連絡道路は皆様方ご承知のように、この東総地域にとって本当に大動脈というようなことの位置付けの中で、もう 20 年余り整備促進大会を行っているところであります。ようやくルート計画が県から提示がありまして、そのことについて匝瑳、旭で都市計画をまず話し合っただけで決定していく、県の決定が最終的にはなるとは思いますけれども、着々と銚子連絡道路の旭までの完成に向けて一歩が進み出したのかなとそんなような思いであります。

もちろん、かもめ大橋へ通じる清滝バイパスも県の仕事でありますし、圏央道もまだまだ完成ができないわけでもありますけれども、そういったものも連絡道としてこの銚子連絡道路、旭、銚子にとっては命綱といっても過言ではないとそんなように思います。銚子、旭の発展はこの銚子連絡道路が完成しなければ、だんだん過疎化になってしまうのではないかなと、そんなような思いでいるところであります、行政としても最優先の課題としてこれからも取り組んでいきたいと、そのように思っているところでございます。

審議会の委員の皆様方にもいろいろな面でご指導ご支援ご協力をいただきますことをあらためてお願いを申し上げたいと思います。そしてまた、これまで色々と大所高所から市政を見ていただいている皆様方にこの審議会を通じて色々な面で忌憚のないご意見をいただき、そして重要案件でありますこの銚子連絡道路及び谷丁場遊正線について慎重なご審議をいただきますことを心からお願い申し上げます。ましてご挨拶としたいと思います。よろしくお願いいたします。

○司 会

続きまして、本日出席しております職員について報告いたします。

都市整備課及び建設課の職員が出席しておりますが、初めに建設課職員を紹介いたします。

おはようございます。建設課長の浪川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

おはようございます。建設課副課長の八馬を申します。よろしくお願いいたします。

おはようございます。建設課土木班班長の塚本と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会の庶務を務めさせていただきます、都市整備の課長の栗田でございます。よろしくお願いいたします。

おはようございます。都市整備課都市計画班、班長の松本と申します。よろしくお願いいたします。

おはようございます。都市整備課街路公園班、班長の本網と申します。よろしくお願いいたします。

おはようございます。都市整備課都市計画班の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

おはようございます。都市整備課都市計画班の片岡と申します。よろしくお願いいたします。

私、進行しております副課長の戸葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

大変恐縮ではございますが、市長のほうはこちらで退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

・・・市長退席・・・

○司 会

次に、本日の委員の定足数についてご報告いたします。

本日、欠席のご連絡をいただいておりますのは伊藤委員のみとなっております。このため、本日の委員の皆様の出席数は、10 名中 9 名の出席となっており、過半数に達しておりますので、会議は成立いたします。

4. 議 題

○司 会

旭市都市計画審議会条例第4条の規定により議長は会長が務めることとなっております。それでは島田会長、これ以降の議事につきましてはよろしくお願いいたします。

○会 長

それではあらためまして、議事に入らせていただきたいと思います。お手元の議案書をご覧くださいと思います。本日の議題は3件でございます。議案第1号旭都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（都市整備課長）

それでは議案第1号について事務局より説明いたします。着座にて失礼いたします。

議案書2ページをご覧ください。

議案第1号でございます。議案第1号 旭都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の変更について（諮問）でございます。

つづいて議案書の3ページをご覧ください。都市計画法第21条第2の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、令和3年5月10日付旭都第80号の1で市長より諮問されたものです。

銚子連絡道路は、山武・東総地域間の延長約30kmの地域高規格道路であり、道路ネットワークの骨格を形成する主要幹線道路として、本地域の活性化に寄与する道路であります。

本件については、旭市域における銚子連絡道路、約7.7kmの区間を旭都市計画道路として、千葉県が都市計画変更するものであります。その決定にあたり、都市計画法第18条第1項において「県は、関係市町村の意見を聞き、かつ都道府県都市計画審議会の議を経て都市計画を決定するもの」としているため、千葉県から令和3年3月30日付都計第724号-3により意見照会がありました。

本審議会において審議いただき、その結果を踏まえ、市の意見を県に報告いたします。

その後は、県が市の意見を付し、千葉県都市計画審議会に当該案を付議し、その決議結果をもって、国との協議により、同意を得たうえで決定・告示となります。

議案書4ページをご覧ください。こちらは計画書になります。変更する都市計画道路の名称・位置・区域・構造が記載されております。

議案書5ページをご覧ください。こちらは理由書になりますので読み上げます。

理由書、銚子連絡道路は山武市から銚子市に至る延長約30kmの地域高規格道路であり、山武・東総地域の道路ネットワークの骨格を形成する主要な幹線道路として、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や東京湾アクアラインなどの高規格道路等と一体となって、首都圏をはじめとする各地域との交流・連携の促進等により、当該地域の活性化に寄与する道路である。銚子連絡道路（匝瑳市～旭市間）の延伸整備に向けて、都市計画道路3.6.20号銚子連絡道路線を追加する。以上です。

議案書の6ページをご覧ください。こちらは総括図になります。銚子連絡道路区域が示されております。3.6.20(9.5)2車線ということで記載しております。図中の四角の中に番号が記載されておりますが、この番号は計画図の図郭割番号となります。

議案書7ページから12ページが計画図になります。資料は図郭No.が若い順から添付してございますが、計画路線の西側起点から東側終点まで、図郭No.49, 50, 51, 52, 43, 44の順番となります。

議案書9ページをご覧ください。図郭No.49でございます。匝瑳市との境である旭市川口地先で、路線内を赤で塗りつぶした個所が起点となります。

議案書 8 ページ 図郭No.44 をご覧ください。終点個所は、旭市イ地先で、国道 126 号線飯岡バイパス入口との接続箇所となります。以上、内容について説明させていただきました。

続きまして、都市計画決定における事務手続きについて説明いたします。

まず原案について旭市都市計画審議会に諮問し、令和 2 年 12 月 4 日に開催した旭市都市計画審議会において、原案通り可決いただいたため、令和 2 年 12 月 9 日付旭都第 531 号で千葉県知事あて、原案の申出をいたしました。

申出した原案内容について、県より令和 2 年 12 月 21 日付 都計第 558 号により、案の概要として公告縦覧及び公聴会開催について通知を受けました。

当該通知を受け、令和 3 年 1 月 5 日から 1 月 19 日までの 2 週間、公告縦覧を行い、2 名の方より公述の申し出があったため、令和 3 年 2 月 13 日に千葉県都市計画公聴会が開催され、2 名の公述人による公述が行われました。

当該公述の要旨を踏まえた県の考え方としては、案の変更は無いものとして令和 3 年 3 月 29 日に公表されております。

次に千葉県から、令和 3 年 3 月 30 日付、都計第 723 号—2 において、都市計画法第 17 条に基づく、案の公告縦覧を行う旨通知があり、当該通知により令和 3 年 4 月 16 日から 4 月 30 日までの 2 週間、公告縦覧を行いました。

次に、冒頭にもお話させていただきましたとおり、本日、審議会において審議いただいた結果を踏まえ、市の意見を県に報告いたします。県は、市の意見を付し、千葉県都市計画審議会に当該案を付議し、その決議結果をもって、国との同意協議を実施し、国同意を得て決定・告示となります。

議案第 1 号の説明は以上です。

○会 長

ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。

本日は都市整備課に加えまして、建設課も出席しておりますので、建設課の所管に関する事項についても併せてご質問いただきまして、最後にこの原案でよろしいかご審議いただきたいと思います。

それではご質問、ご意見等ある方は発言をお願いいたします。

○委 員

今ご説明いただいたんですけれども、去年からこの説明を受けておりまして、すみません今日は何をここで具体的に審議すべきものなのか、ちょっと私わからないのでそれをお聞きしたいのと、以前委員さんのほうからですね、例えばその高規格道路を作るときに盛り土しますんで、いわゆる地域で行き来ができない、分断されちゃうということですね、例えばトンネルを作るだとか、地表部を増やすとか、なんかそういう地元住民の不利にならないように、というような意見もあったと記憶しておりますけれども、そのへんは今現在どうなっているのか、例えば前はその断面図がついていましたよね、今回は入っていないのですけれども、その辺のところについてわかればご説明願います。

○都市整備課長

今まで何回か手続きを踏んでまいりました。経過を申し上げます。先程も申し上げましたけれども原案を説明ということで 10 月 25 日、市の都市計画審議会に 12 月 4 日にかけております。案の申し出を市のほうからいたしまして、案の概要の縦覧ということでやりまして、その後は公聴会、公聴会が

ありまして意見をいただきました。その意見についての回答もしたところであります。最終的な案の縦覧を4月16日から4月30日まで実施いたしましたので、そこで最終的な案が決まって通ったというところで、それを最後に審議するというのが本日の流れでございます。ですから最終案の審議を今していただいているというふうに理解していただければと思います。

断面がついていませんのは、前回までの説明内容に変更はございませんので、今までの資料の中で説明が終わっているという考えでございまして、細かい資料を今回はつけてございません。

○建設課長

ただ今ご質問の中で、地域の分断、平面交差、その辺のご質問がございました。その前段で当初示されました、最初の手続きとして道路計画の説明会というものを住民の方にさせていただいた後にですね、都市計画原案のルート説明ということで、地区の皆様方に案を説明した段階で、盛り土構造等の記載のあるルート図を、大きいものですが、都市計画審議会のほうでも示させていただいております。

あちらの方はですね、実際の道路計画をする上で、ルートの部分が盛り土構造ですので、まずは千葉県さんの方で原案として盛り土道路の高さ約7メートルだと盛り土がこのくらい影響しますというところで、基本的な案として作っていただいたものでございます。その中で南北を通過できる位置についても、事務的なレベルでの地図上で主要な道路、もしくは距離的なバランスを加味して、原案として通過できる位置を示しておりました。その構造としては一応ボックスカルバートを入れて通っていただけますよというところで。また、ボックスカルバート間の行き止まりになってしまう道路については側道で対応するというような絵のもの、これは委員さんにご覧になっていただいて、これは住民の方にも皆様にご覧になっていただいております。ただ実際には事業化になる段階でですね、旭市のほうで地元の皆さんに案として協議をしながら、ご意見をいただいたうえで現実的な計画の位置は決まってくるというふうに、千葉県さんのほうからも説明を受けておりますので、あくまでその部分が原案ということでございます。

今、原案の中で数えますと、市としての市道、南北に分断されるものが46前後ございます。その中で現在の原案ではボックスカルバートによる通行を計画しているものが17、8程度という、あくまでこれは案を手で数えたものですので確定しているものではございません。市としましては将来的に事業化が、事業化は測量から入りまして、ご存じのように道路の計画、設計をしていくわけでございますが、その段階で県と協議して、地元とも協議して、実際に通り抜けできる場所はどこが必要なのか、そして側道として利用するべきところはどこが必要なのかというのは精査したうえで最終的に決定していきますので、今回の都市計画はあくまで盛り土の上の9.5メートルのラインについての決定ですので、今回の議案には9.5メートルのお示ししかさせていただいておりませんという状況でございます。

また、なるべく盛り土構造ではなく平面交差で、というお話がございました。前回もお話があったと記憶しております。これにつきましては道路の目的等々から、どうしても速度の問題、終点までの時間の問題等を考慮いたしまして、千葉県さん側ではなるべく平面交差はしないということでお伺いしております。

実際の事業化となればその段階でまた市としても協議していかなければならない部分もあるかなと思っておりますが、現在のところはそこまでの、今日の都市計画の議案としてはそこまでのものではございません、そのようなご説明でよろしいでしょうか。

○委 員

はい、わかりました。大変ご丁寧な説明でよくわかりました。そうすると確認ですけれども今回示されている資料については、昨年度示されたものと変わっていないということですよね、その内容ということですよね。で、今言いました通り抜けについては今後の詳細な設計と地元協議の中で決定していくということです。

農業事務所としてのご要望といたしましては、農地の担い手への集積等を推進しておりますので、集積をしやすいように、担い手の方が農作業をしやすいようにですね、なるべくなら便宜を図っていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○都市整備課長

もう一点だけ追加で。今後の手続き上のお話でございまして、先ほども説明の中でお話いたしましたけれども、今日の審議会の中での意見を市から県のほうに伝えまして、県のほうの都市計画審議会にかける。その審議会が終わりましたら国の協議を県がやりまして、国の同意をいただいて決定の告示がそれからなされると。ということで、スケジュール的には令和3年9月頃を目指していくというふうに聞いております。

○会 長

ほかにご質問はございますか。

ご質問が無いようでしたら、このあたりでお諮りしたいと思います。

議案第1号旭都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の変更について、原案通り異議なしとして答申することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・全員挙手・・・

全員賛成。よって議案第1号は原案通り異議なしとして答申いたします。

○会 長

次に議案第2号八日市場都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（都市整備課長）

議案第2号、13ページになります。

八日市場都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の変更について（諮問）です。

続きまして14ページのほうをご覧ください。都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、令和3年5月10日付旭都第80号の2で市長より諮問されたものです。

銚子連絡道路の八日市場都市計画道路区域に旭市域の一部が含まれるため、八日市場都市計画分についても、千葉県から令和3年3月30日付都計第723号-3により意見を求められていることから、本審議会において審議いただくものであります。

議案書15ページをご覧ください。こちらは計画書になります。変更する都市計画道路の名称・位置・区域・構造が記載されております。

議案書16ページをご覧ください。こちらは理由書になりますので読み上げます。

理由書、銚子連絡道路は、山武市から銚子市に至る延長約30kmの地域高規格道路であり、山武・東総地域の道路ネットワークの骨格を形成する主要な幹線道路として、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や東京湾アクアラインなどの高規格幹線道路等と一体となって、首都圏をはじめとする各地域との交流・連携の促進等により、当該地域の活性化に寄与する道路である。

銚子連絡道路（匝瑳市～旭市間）の延伸整備に向けて、都市計画道路 3.6.9 号銚子連絡道路線の匝瑳市時横須賀地先から匝瑳市川向地先までの区間について、区域を延長する。

また、銚子連絡道路（横芝光町～匝瑳市間）のうち、都市計画道路 3.6.9 号銚子連絡道路線の匝瑳市時曾根地先から匝瑳市横須賀地先の県道八日市場野栄バイパスまでの区間について、事業の進捗に伴い、農耕車等の安全な通行の確保を図るため、構造形式を地表式から嵩上式にし、併せて線形の変更を行う。

以上です。

議案書 17 ページをご覧ください。こちらは総括図になります。銚子連絡道路区域が示されております。

議案書 18 ページから 24 ページが計画図になります。資料は図郭No.が若い順から添付してございますが、計画路線の西側起点から東側終点まで、図郭No.34, 35, 29, 30, 31, 26, 27 の順番となります。

議案書 19 ページ 図郭No.27 をご覧ください。八日市場都市計画道路区域終点個所を示す図です。八日市場都市計画道路区域に含まれる旭市の一部個所は、図の中央付近の個所「旭市大字川口字下(か)蕪(ぼ)呂内(ろうち)の一部の区域」、距離にして約 225m となります。

以上、内容について説明させていただきました。

都市計画決定における事務手続きですが、議案第 1 号と同様の手順で進めてまいりました。今後も同様に、本審議会において審議いただいた結果を踏まえた市の意見を県に報告し、県は市の意見を付し、千葉県都市計画審議会に当該案を付議。その後国との協議・同意を得て決定・告示となります。

議案第 2 号の説明は以上です。

○会 長

ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。質問、ご意見のある委員さんはお願いいたします。

○委 員

今ご説明のありました内容の 16 ページでですね、地表式から嵩上式にということで構造を変えたみたいなんです、17 ページでいいますとどの部分が概ね構造を変更した部分にあたるのか、ご説明いただければと思います。

○都市整備課長

17 ページでいいますと、真ん中から左側、図郭番号で 35 から 30 の真ん中よりちょっと左くらい、ちょっと見づらいのですが黄色い着色がある部分ですね。このあたりが変更になった部分ということでこの説明になっております。

○委 員

距離にすると概ね何mくらいでしょうか。

○都市整備課長

ここの部分がですね、今回の新たな 3 期区間ではなく、前の決定の分の 2 期区間というところがございます、この延長は 3,360m ということでございます。

○委 員

この地表式についてなんですけど、単純に地表式だと平面なんで交差する道路があると信号とかができちゃうのかなと思うんですけど、この地表式で残っている部分 250m は交差する道路がなくて、完全に仕切られて通れるということなんでしょうか。

○都市整備課長

詳しい資料がございませんけれども、地表式ということはそういうことになると思います。旭市の市域ではございませんので詳しい資料はございませんので、平面ということはそういうことだと思います。

ただ、現道の交差部分ということになるかどうかは、場所が特定できませんので、現道の通行ができるかとかそういうのはまた別の話でございまして、道路がないところであれば、現道との接続はないというふうに考えられます。すみません、詳しい場所がわからないもので。

○委 員

県の土木事務所です。横芝光側がですね、地表式で来てますんで、そこからその横芝光側がですね、八日市都市計画の中では地表式でなっているということでございます。今終点地はもう平面になってますよね、そこから横芝光側が地表式で来ますので、その部分と八日市場側が嵩上げ式になるその接続してる部分があるんで、そこは横芝光側にあわせて地表式にしているということです。

○委 員

私あまりこういう道路の建設とか詳しくないので、基本的なことでお伺いしたいのですが、この道路を作るにあたってお住まいとかは今まで通り住めるんですか、それともどこか移転しなければいけないのでしょうか。けっこう道路に家が、地図上ではかかっているところがあったんですけども、素朴な質問で、初歩的な質問で申し訳ないんですけど。

○建設課長

道路を通常企画して作る場合にはですね、最終的には住宅等がかかる場合には市でもそうですが、補償いたしまして、移転をお願いしているものですので、今回の銚子連絡道路につきましても最終的には移転をお願いするかたちになろうかと思えます。

従前の県側の資料では市内でも住宅が 40 数件かかるかなと。これはあくまでも今の段階で、まだ設計が終わっておりませんのではっきりした数字ではありませんが、地図上でカウントする程度ですとその程度はかかってきてしまうというふうに説明としては聞いております。道路事業の場合はいずれにしても移転をお願いするということになってまいります。

○委 員

そういうのはもう予め了承を得て、今の段階であるのでしょうか、これからなんでしょうか。

○建設課長

今都市計画決定ということでルートを決めるという作業をしております。今後、この決定がなされますと今度は実際に道路の事業化という段階になってまいりますので、事業化には何段階かございましてまず通るルートを調査しまして、そのルートに対して道路の設計の中でどの位、盛り土であれば地盤が低いと盛り土が大きく高くなりますし、地盤が高ければ同じ高さの道路を通すにしても盛り土の幅が狭くなりますので、その辺の測量をした上で設計をしております。その結果として必要な用地の幅が決まっておりますので、その段階で初めて住宅なり、いろんな農地もそうですが、ここまで道路用地として必要というラインがその段階で初めて出てきますので、その後ですね、お願いといいますか、そういったお話になるのはその後ですので、今実際に住民説明会等で仮の盛り土の線を地図上で示させていただいておりますが、これはあくまで仮ですので、実際に事業がはじまった段階にならないと例えば住宅がかかるかからないかははっきりしてまいりますので、ですから言い方を変えますと、じゃあ今、逆に補償してほしいとかいうことが、仮にそういう話が出ましても、逆にいま補償はできない、といったような仕組みになっております。

○委 員

家がかかる方とか、田んぼがかかる方とかは大変だなと思ひまして。私も道路の拡幅する時に売ったことがあるんですけども、法人名義だったんですけど、非常にあのやっぱり会社が損失を出さなければいけないような売却でした。やっぱり引っ越す方とかすごく大変な思いをしますと思うので、それを考えて今発言しました。申し訳ありません。

○建設課

ありがとうございます。補償につきましてはおっしゃる通りでですね、国、県の補償のルールに則って通常やらせていただいておりますので、そのルールの中で場合によってはちょっとご本人様にとっては不足、不満の残る場合もございますが、その辺は統一的なルールが国、県でございますので、我々の立場としてはそういうご損害が出る場合も、場合によってはあるのかなというところは重々わかってはいるつもりではありますが、いずれにしてもその時期が来したら誠心誠意お願いしていくと。これは県の仕事で私がいうことではないですが、スタンスは市も県も一緒でございますので、そのように今のお話も重々伝えてまいりたいと思います。

○委 員

今の質問に関連しますが、よく交渉の段階になって同意してくれない方がいらっしゃいますよね。その場合にはその前後は工事を進めて、そこだけ残すという形になるんでしょうか。例を挙げると旭の蛇園連絡道も一人反対している人がいても、その前と後ろでどんどん工事を始めちゃってるんですよね。そういうやり方で行くのか、もう変更はできないでしょうから。

○建設課長

まさしく今のお話の通りでございまして、道路事業は通常は全員取得してから着手という形は多分とらないのかなと。事業区間、距離とかですね、地権者様の人数とかいろいろな規模がございましてしょうが、いま銚子連絡道路等々ですと、予算立てをして実施するということでありましょから、一人ご同意いただけないから事業をやらないというのはちょっと考えにくいかなと思います。

○委 員

ですからその場合にはその同意してくれないところは工事ができないでしょ。いま地権者の住宅 40 軒くらいあるって言ったんで、例えば一軒あってその場合にはどのように。

○建設課長

なかなかお答えしづらい問題ではございますが、国レベルの話になりますと、これは収用法というものがございまして、収用法を念頭に置いて事業を進めていかれるのかと思いますが、我々市役所レベルの事業ですと、なかなかそういうことは通常しませんので、今おっしゃるような経過になってまいりますので。これは千葉県さんがどういうふうに判断してどういうふうに進められるのかは私も現段階ではなんともお答えするべき立場でもございませぬので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○委 員

サンモールから干潟に行く大正道路、あれは県道でしょ。今言ったように。そうするとね、ご存じのように歩道がこうできているところがありますよね、拡幅で。それで協力してくれなかった、同意がもらえなかったところはそのまま残してあるんですよね。ですからそれは別に収用法をかけないでそのまま残したまんまこれで終わりでしょうけども。そういう具合になるのか。それとも今言ったように収用法をかけることができるのか。同じ県道でも大正道路はやってありませんよ。通ればわかるでしょうが、歩道がついているところもあれば、同意をもらえないところはそのまま残してありますけど。そこをちょっと聞かれた場合に私らなんて答えていいかわからないので。

○建設課長

県道でございまして、千葉県さんの業務でございまして、ちょっと私のほうでお答えするべきところではございませぬが、そもそも収用法に関しましては、大正道路に関しましては、だいぶ古い道路ですので、道路のルートとしては今どうなっているのかわかりませんが、歩道までをルートとして道路としているのか、追加で拡幅計画をたてたのか、その辺がはっきりわかりませぬので、それが収用の対象になるのかどうかというところは、ちょっとこれはまた別の機会に確認しましてご報告させていただくという形でよろしいでしょうか。

○委 員

ではこの道路に関しては収用法をかけるということですね。最終的に。

○建設課長

最終的にかけるということではなくて、道路事業は通常手続きをすれば、全てといういい方はあれですが、こういった道路に関しては収用法の枠の中で事業は進められていますが、実際に収用手続きをするかしないかは、その地域性とかですね、そういった色々な条件がございまして、そこは今の段階ではちょっと私のほうからお答えする部分ではないということではございませぬ。

○会 長

ほかにご質問ございますか。

無いようでしたらこの辺でお諮りしたいと思います。議案第 2 号八日市場都市計画道路（銚子連絡道

路・千葉県決定)の変更について、原案通り異議なしとして答申することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・全員挙手・・・

全員賛成。よって議案第2号は原案通り異議なしとして答申いたします。

○会 長

次に議案第3号旭都市計画道路(旭市決定)の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(都市整備課長)

議案3号でございます。25ページでございます。旭都市計画道路(旭市決定)の変更について(付議)でございます。

議案書26ページをご覧ください。都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、令和3年5月10日付 旭都第79号で市長より付議されたものです。現在整備済みである旭都市計画道路3・4・19号谷丁場遊正線の終点を約490m延伸し、議案1号において審議いただいた銚子連絡道路と立体交差により接続することで、渋滞緩和や物流機能の効率化等により、アクセス道路としてさらなる交通ネットワークの充実が期待できる路線として都市計画変更するものであります。

議案書27ページをご覧ください。こちらは計画書になります。変更する都市計画道路の名称・位置・区域・構造が記載されております。

議案書28ページをご覧ください。こちらは理由書になりますので読み上げます。

理由書、都市計画道路3・4・19号谷丁場遊正線は、東総広域農道と国道126号及び都市計画道路3・5・14川口新川線を結ぶ南北の主要な骨格道路として機能し、隣接する工業団地へのアクセス道路としても重要な位置付けがされている。

銚子連絡道路(匝瑳市～旭市間)の延伸整備に伴い、工業団地などと銚子連絡道路を接続する道路として、都市計画道路3・4・19号谷丁場遊正線の延伸整備を行うため、区域を延長する。以上でございます。

続きまして議案書29ページをご覧ください。こちらは総括図になります。谷丁場遊正線道路区域が示されております。図面中央3.4.19(16)2車線と記載されております。

議案書30、31ページが計画図になります。議案書30ページ 図郭No.41をご覧ください。区域起点個所を示す図です。

議案書31ページ 図郭No.50をご覧ください。区域終点個所を示す図です。銚子連絡道路の下をくぐり、銚子連絡道路に進入する予定としているため、銚子連絡道路の南端までが決定区域となります。

以上、内容について説明させていただきました。

続きまして、都市計画決定における事務手続きについて説明いたします。

令和2年12月9日付 旭都第529号で千葉県知事と事前協議を行い、令和2年12月24日付 都計第571号-1により、内容について異存ない旨回答いただいたため、令和3年1月5日から1月19日までの2週間、公告縦覧を行いました。1名の方より公述の申し出があったため、令和3年2月13日に旭市都市計画公聴会を開催し、市内で自営業を営んでいる公述人1名による公述が行われました。公述の要旨といたしましては、「自身の事業地が都市計画道路にかかっている。事業継続が困難となり、現在の計画には反対であるため、ルートの再考をお願いしたい。」ということ。そして、「谷丁場遊正線は銚子連絡道路が延伸整備されなければ、着手に取り掛からないということでしょうか。」というものでした。

公述内容に対しては、「谷丁場遊正線の延伸ルートは、安全かつ円滑な交通確保のため、銚子連絡道路線との立体交差まで、道路線形を直線的に南下させることが最適であるということ。また、谷丁場遊正線延伸の整備事業に着手するタイミングは、銚子連絡道路線の施工計画と連携して進めるため、単独で先行して整備事業に着手する予定はない。」という市の考え方を令和3年3月29日に市ホームページで公表しております。

次に都市計画法第17条第1項にもとづき、当該案について令和3年4月16日から4月30日までの2週間、公告縦覧を行いました。なお、当該案について住民及び利害関係人は意見書の提出をすることができますが、意見書の提出はありませんでした。

以上の手続きを踏まえた計画を、令和3年5月10日付旭都第79号において、市長から付議されたため、本日審議会において審議いただきます。

今後は、審議いただいた結果により、県と法定協議を実施。同意を得て決定・告示となります。
議案第3号の説明は以上です。

○会 長

ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。ご質問のある委員さんはお願いします。

○委 員

距離のことでちょっと確認したいのですが、今回27ページのほうで3,460mというふうな延長の記載がありまして、あと30ページ31ページのほうで赤く塗ってあるところが今回の谷丁場ですね。ちょっと距離みてもとても3,000、約3.4kmあるようにはみえないんですけども。多分1キロくらいなんですけど図面上では。そこら辺はどういうことでしょうか。

○都市整備課長

わかりづらくて申し訳ありません。まず29ページの都市計画図をご覧ください。総括図になっております。こちらの真ん中のところに3・4・19(16)2車線ということで記載がございまして、この赤の実線で書いてある部分が、今回の変更の延伸区間でございます。ここが490mでございます。今回の3・4・19(16)の3,000mの表記につきましては、この沿線をずっと上まで上がっていったら広域農道のところにぶつかるまで、ここが3,400のところでございます。全体延長がちょっと示されておまして、手続き上こういった表記になってしまいますのでご了承願いたいと思います。

ですから、今回の延伸につきましては490mでございます。

○委 員

今回の諮問の内容は3.46kmということですか、それとも延伸部分の490m。

○都市整備課長

これはですね27ページにも書いてありますけれども変更するということで、変更する結果の数字を書いているということでご理解願いたいと思います。

○委 員

とするとこの赤い部分のところが今回の審議対象ということでよろしいですか。

○都市整備課長

はい。赤でないところはもう工事も終わってしまっておりまして。

○委 員

あなるほど。そういうことですね。わかりました。

○委 員

地形図をみると全部この記号が資料の中についているのだけれども、この記号がね、ほとんど自分らにはよく見えないんですよ。もしこれ全部つけるのであれば、一枚大きく付けていただければ。地形図に全部ついてるんだけどどれも全部似たようなものなんで。

○都市整備課長

地形図の右側についてます記号ということでございますか。そうですね、すみません細かくてちょっと見えない。資料のほうを今度作成する際にですね、拡大の別のページを作るとか考えたいと思います。

○議 長

ほかにご質問ございますか。

無いようでしたらこの辺でお諮りしたいと思います。議案第3号旭都市計画道路（旭市決定）の変更について、原案の通り異議なしとして答申することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・全員挙手・・・

全員賛成です。よって議案第3号は原案通り異議なしとして答申することに決定いたします。

なお、答申書の作成につきましては私にご一任いただきたいと思いますよろしいですか。

・・・異議なし・・・

それでは、私のほうで取りまとめまして、市長に答申させていただきます。

6. 閉 会

○会 長

その他、委員の皆さん何か質問等ございますか。

事務局の方はどうですか。

ご質問等無いようですので、以上を持ちまして旭市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。